

議案第26号

専決処分の承認を求めることについて
(二宮町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例)

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年6月2日提出

二宮町長 村田 邦子

5 専 第 3 号

専決処分書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

二宮町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（別紙のとおり）

令和 5 年 5 月 2 日

二宮町長 村田 邦子

理 由

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の改正に伴い、新型コロナウイルスに係る感染症のまん延防止作業手当の特例を廃止するため本条例に必要な改正を施行するにあたり、急を要し議会を招集する時間的余裕がないため。

二宮町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

二宮町職員の特殊勤務手当に関する条例（平成5年二宮町条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第3項の前の見出し、同項及び第4項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年5月8日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の二宮町職員の特殊勤務手当に関する条例附則第3項に規定する作業に従事した職員に対する同項及び附則第4項の規定に基づく手当については、なお従前の例による。

(議案第26号) 二宮町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則 1・2 (略)</p>	<p>附 則 1・2 (略) <u>(感染症のまん延防止作業手当の特例)</u> 3 <u>職員が新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ。)から町民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事したときは、第4条第1項の規定にかかわらず、感染症のまん延防止作業手当として防疫等作業手当を支給する。</u> 4 <u>前項に規定する手当の額は、次の各号に定める額を超えて支給してはならない。</u> (1) <u>次号に掲げる作業以外の作業 作業1日につき 3,000円</u> (2) <u>新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業 作業1日につき 4,000円</u></p>